非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第二号中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第一条の三第五項第二号及び第六項並びに第二条第七項第二号及び第八項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「一二、四〇〇」を「一二、四四〇」に、「一三、三〇〇」を「一三、三二〇」に、「一〇、六〇〇」を「一〇、六七〇」に、「一一、五〇〇」を「一一、五五〇」に、「八、八〇〇」を「八、九〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、七九〇」に改め、同表備考第一号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十号

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令（昭和四十九年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十七号を第九十八号とし、第二十五号から第九十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　子吉川水系子吉川鳥海ダム

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十一号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

一　東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第四条

二　平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百八十九号）第二条

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

死因究明等推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三